

住民異動届

※郵送で提出する場合は、次のものを同封してください。
 御宿町での住所
 御宿町での世帯主
 公的機関の発行した
 新住所地に引越しをした日または引越しをする日
 新住所での住所
 新住所での世帯主
 戸籍の筆頭者氏名
 新住所での住所
 新住所での世帯主
 戸籍の筆頭者氏名

太線の中をはっきりと記入してください。

異動日	平成 15 年 8 月 25 日	届出日	平成 年 月 日
旧住所	御宿町須賀1522 方書 (フリガナ等) ハイツ御宿101号	御宿町での世帯主	いままでの世帯主 御宿 一郎
新住所	千葉市中央区市場町1丁目1 方書 (フリガナ等)	これからの世帯主	御宿 一郎
本籍		戸籍の筆頭者氏名	

届出人	御宿 一郎	印	1. 本人 2. 同世帯 3. 代理人	世帯識別	-
電話	090 (0123) 4567		()	国保番号	
異動事由	<input type="checkbox"/> 1 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 2 一部 <input type="checkbox"/> 付郵 <input type="checkbox"/> 記送 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 転入				

付記転出及び郵送による転出届専用

- 1. 全部... 家族全員での転出
- 2. 一部... 家族の一部のみ転出

世帯主が転出した場合の新たな世帯主名	電算処理
--------------------	------

付記転出届を行う場合は、転入届時に提出が必要となります。(転出証明

一部の転出の場合、世帯主が転出する場合は、新たな世帯主の氏名を記入してください。

※ この住民異動届は、個人番号カード又は住民基本台帳カードをお持ちの方を含む世帯の転出(付記転出)の場合及び郵送による転出の場合に使用できます。ただし、付記転出の場合、個人番号カード又は住民基本台帳カードが有効状態でないと新しい市区町村での転入の手続きができません。また、住所を異動してから14日以内にお届けされなかった場合は、通常の転出届の扱いとなり、転出証明書に準ずる証明書が必要となります。(連絡後、郵送いたします。)

フリガナ	氏名	生年月日	性別	続柄	資格
①	オン ジュク イチ ロウ 御宿 一郎	明・大 昭・平 40・12・24	男	主	国保・後期 国民年金 介護 児童手当
②	オン ジュク ハナ コ 御宿 花子	明・大 昭・平 45・10・10	女	妻	国保・後期 国民年金 介護 児童手当
③		明・大・昭・平	男		国保・後期 国民年金 介護 児童手当
④		明・大・昭・平	女		国保・後期 国民年金 介護 児童手当
⑤		明・大・昭・平	女		国保・後期 国民年金 介護 児童手当

氏名、生年月日、性別、続柄、資格を必ず記入してください。

【送付の際にお返しいただくもの(該当がある場合)】

- 印鑑登録証
 - 国民健康被保険者証
 - 後期高齢者被保険者証
- その他、介護の認定をお受けになられている方などは、別途担当課へお手続きください。

受付印欄
